

証券コード 3096
令和8年6月10日
(電子提供措置開始日 令和8年6月5日)

株 主 各 位

新潟県三条市西本成寺二丁目26番57号
株式会社オーシャンシステム
代表取締役社長 樋 口 勝 人

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に掲載しております。掲載ウェブサイトにて、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、郵送（書面）又はインターネットによって、議決権を行使いただくことができますので、令和8年6月25日（木曜日）午後5時00分までに議決権を行使賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和8年6月26日（金曜日）午前10時
（午前9時より受付開始。お土産はございません。）
2. 場 所 新潟県燕市井土巻三丁目65番地
燕三条ワシントンホテル（3階ホール）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

電子提供措置事項の掲載場所

【当社ウェブサイト】

<https://www.ocean-system.com/invest/soukai/>



なお、電子提供措置事項は、次の各ウェブサイトにも掲載しております。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3096/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（「銘柄名（会社名）」に「オーシャンシステム」、又は「コード」に当社証券コード「3096」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」の「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



議決権行使についてのご案内

1. 当日ご出席いただけない場合の株主総会における議決権は、次の2つの方法により、行使いただくことができます。

(1) 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

○同封の議決権行使書に賛否をご記入いただき、同封の記載面保護シールをご利用のうえご投函ください。

【行使期限：令和8年6月25日（木曜日）午後5時00分到着分まで】

(2) インターネットにて議決権を行使いただく場合

① 「スマート行使」による方法

・同封の議決権行使書に記載のQRコードをスマートフォン等にて読み取りのうえ、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力是不要です。

・「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。修正される場合は、②の方法により再度行使いただく必要があります。

② 「議決権行使コード（ID）」「パスワード」入力による方法

・議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

・議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は株主総会の都度、新たに発行します。

【行使期限：令和8年6月25日（木曜日）午後5時00分入力分まで】

2. パスワードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。なお、パスワードを当社又は株主名簿管理人よりお尋ねすることはございません。
- (2) パスワードは一定回数以上お間違えになりますと使用できなくなります。再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書に記載されている議決権行使コード（ID）は、本定時株主総会に限り有効です。

3. 議決権の行使につきましては、次の事項を予めご承知おきください。

- (1) 郵送（書面）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。
- (2) 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (3) インターネットより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (4) 議決権行使専用のウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料等）は、株主様のご負担となります。

4. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9:00～21:00）

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合には、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を前頁の「電子提供措置事項の掲載場所」に掲載させていただきます。

# 事業報告

(令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）におけるわが国経済は、政府の経済対策による雇用環境の改善と所得の増加を背景に緩やかな回復基調を維持しました。一方で、世界経済では米国の通商政策や中東情勢の緊迫化により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが事業を展開する食品小売業界におきましては、消費マインドに一部改善の動きが見られましたが、地政学リスク等による石油化学製品の供給不安や異常気象の影響による生鮮商品等の値上がりが再加速するリスクが一層高まっており、当社の経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

こうした状況のもと、当社グループは、社会環境の変化と働き方の多様化や、環境問題への対応、テクノロジーの進展といった課題に対し、令和9年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画を推進しております。商品やサービスの品質向上と、業務効率化やデジタル化の取り組みの強化、多様化する消費者ニーズへの対応を通じ、企業価値の向上に努めてまいりました。

また、令和7年10月には中華料理等を主とした飲食店チェーンを展開している(株)ハイデイド高（本社：埼玉県さいたま市）とフランチャイズ契約を締結し、同社が展開する「熱烈中華食堂日高屋」を令和8年4月に日本海側で初出店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は960億55百万円（前期比5.5%増）、営業利益は17億87百万円（前期比2.0%増）、経常利益は19億1百万円（前期比2.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、主に弁当給食事業及びスーパーマーケット事業において現在の事業環境を踏まえ投資額の回収可能性を判断した結果、該当する固定資産について減損損失2億53百万円を特別損失に計上したことにより、11億44百万円（前期比9.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

### (スーパーマーケット事業)

スーパーマーケット事業につきましては、当社店舗の商圈へ競合他社の出店が相次ぎ、競争環境は一段と激化しました。販売政策として、小回りの良さを生かしたスポット商品やお買得品の限定販売、鮮度や美味しさにこだわった生

鮮品、フェアイベントの開催、徳用パックやまとめ買いセール、月間特売の強化や試食会を開催して集客を図り、来客数は前期比で微減となったものの、客単価の上昇により売上高は増加しました。店舗展開としましては、令和8年2月「チャレンジャー燕三条店」（新潟県燕市）の別棟を改装オープンしました。売場面積の大幅な拡大により買い回りしやすい売場へと刷新したことに加え、業務スーパーの商品を幅広く取り扱い、集客力の向上に努めました。

以上の結果、当連結会計年度のセグメント売上高は274億72百万円（前期比0.8%増）、セグメント利益は7億61百万円（前期比3.2%減）となりました。

#### （業務スーパー事業）

業務スーパー事業につきましては、フランチャイザーである㈱神戸物産の「総力祭」や当社販促企画の月間特売やチョコレートフェアなどのイベントを通じて集客に取り組むとともに、㈱神戸物産のプライベートブランド商品をベストプライスで販売、拡販することで他社との差別化による買上点数の増加に努めました。結果、客数・客単価ともに前期を上回りました。

店舗展開としましては、令和8年2月「業務スーパー寒河江南店」（山形県寒河江市）を移転オープン、同年3月「業務スーパー大泉朝日店」（群馬県邑楽郡）を新規オープンしたことにより、当社グループの当期末の直営店舗数は80店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度のセグメント売上高は522億67百万円（前期比7.8%増）、セグメント利益は17億74百万円（前期比2.8%増）となりました。

#### （弁当給食事業）

事業所向け宅配弁当につきましては、価格訴求力の高い商品の提供に努めるとともに、今年度から開始した新潟県内の専門学校グループ向け「スクールランチ」の利用促進により、食数の確保に努めました。また、商品開発力が認められたことから、令和8年1月より給食事業者向けに冷凍惣菜の受託製造を開始しました。

惣菜等の受託製造を行う千葉工場につきましては、既存のスーパーマーケット向け販売が堅調に推移したことに加え、駅弁や監修弁当の新規受託先の増加により売上高・利益ともに前期を上回りました。

社員食堂や学校給食等の運営受託事業につきましても、多様なニーズに対する提案力の強化と店舗管理の効率化や生産性の向上を図ったことにより、売上高・利益ともに前期を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度のセグメント売上高は108億28百万円（前期比8.9%増）、セグメント利益は2億28百万円（前期比14.7%増）となりました。

### (食材宅配事業)

福祉施設等へ食材販売を行う「ヨシケイキッチン」につきましては、福祉業界における調理の省力化ニーズを捉えた商品性が評価され、契約施設数が堅調に推移しました。

主力である一般家庭向け食材キットにつきましては、メニューの改定や新規顧客開拓を専門とした夕食アドバイザーによる営業活動の継続により食数の増加に努めました。また、配達コースの見直しによる効率改善と、原材料価格の高騰を受け、仕入先を見直すことにより収益の確保に努めました。

以上の結果、当連結会計年度のセグメント売上高は49億60百万円（前期比1.1%増）、セグメント損失は7百万円（前期は86百万円のセグメント損失）となりました。

### (旅館、その他事業)

旅館事業につきましては、旬の食材を味わえる「蟹食べ放題プラン」など付加価値を高めた宿泊プランの提供に努めたことにより利用客は増加しました。

その他事業の「焼肉黒真」につきましては、原材料価格の高騰を受け価格改定を行ったことに加え、ランチ利用のお客様が増加したことで売上高は前期を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度のセグメント売上高は5億26百万円（前期比9.8%増）、セグメント損失は1億43百万円（前期は1億11百万円のセグメント損失）となりました。

### 事業セグメント別売上高

| 事業区分        | 第47期       | 第48期       | 前連結会計年度比 |         |
|-------------|------------|------------|----------|---------|
|             | 令和7年3月期    | 令和8年3月期    | 金額       | 増減率     |
| スーパーマーケット事業 | 27,265 百万円 | 27,472 百万円 | 207 百万円  | 100.8 % |
| 業務スーパー事業    | 48,465     | 52,267     | 3,801    | 107.8   |
| 弁当給食事業      | 9,945      | 10,828     | 883      | 108.9   |
| 食材宅配事業      | 4,906      | 4,960      | 53       | 101.1   |
| 旅館、その他事業    | 479        | 526        | 46       | 109.8   |
| 合計          | 91,061     | 96,055     | 4,993    | 105.5   |

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は17億59百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

| セグメント名      | 設備の内容 | 事業所名                                                     |
|-------------|-------|----------------------------------------------------------|
| スーパーマーケット事業 | 店舗の改装 | 当社、チャレンジャー燕三条店                                           |
| 業務スーパー事業    | 店舗の新設 | 当社、業務スーパー富山婦中店                                           |
|             |       | 当社、業務スーパー大泉朝日店                                           |
|             | 店舗の移転 | 当社、業務スーパー美沢店                                             |
|             |       | 当社、業務スーパー鶴岡城北店<br>当社、業務スーパー寒河江南店<br>(株)カワサキ、業務スーパー石岡東大橋店 |
| 旅館、その他事業    | 店舗の新設 | 当社、日高屋新潟駅万代口店                                            |
|             | 店舗の移転 | 当社、感化ヌーベルシノワ                                             |

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として7億円の資金調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

## (5) 財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第45期<br>令和5年3月期 | 第46期<br>令和6年3月期 | 第47期<br>令和7年3月期 | 第48期<br>(当連結会計年度)<br>令和8年3月期 |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売上高(百万円)                 | 77,710          | 85,899          | 91,061          | 96,055                       |
| 経常利益(百万円)                | 1,238           | 2,022           | 1,847           | 1,901                        |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 358             | 1,337           | 1,049           | 1,144                        |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 38.05           | 142.06          | 111.51          | 121.80                       |
| 総資産(百万円)                 | 22,016          | 23,648          | 24,082          | 25,138                       |
| 純資産(百万円)                 | 9,073           | 10,356          | 11,204          | 12,141                       |
| 1株当たり純資産(円)              | 963.84          | 1,100.18        | 1,190.25        | 1,294.97                     |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第45期<br>令和5年3月期 | 第46期<br>令和6年3月期 | 第47期<br>令和7年3月期 | 第48期<br>(当事業年度)<br>令和8年3月期 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 売上高(百万円)      | 67,600          | 74,333          | 78,576          | 83,166                     |
| 経常利益(百万円)     | 1,014           | 1,699           | 1,466           | 1,496                      |
| 当期純利益(百万円)    | 218             | 1,089           | 856             | 908                        |
| 1株当たり当期純利益(円) | 23.26           | 115.75          | 90.94           | 96.63                      |
| 総資産(百万円)      | 20,115          | 21,406          | 21,842          | 22,646                     |
| 純資産(百万円)      | 8,147           | 9,111           | 9,759           | 10,404                     |
| 1株当たり純資産(円)   | 865.52          | 967.89          | 1,036.77        | 1,109.72                   |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名           | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容           |
|-----------------|-------|----------|-------------------|
| (株)サンキューオールジャパン | 20百万円 | 100%     | 「フレッシュランチ39」のFC展開 |
| (株)カワサキ         | 30百万円 | 100%     | 「業務スーパー」の店舗展開     |

(注) 令和7年4月1日付で、当社の連結子会社である(株)フーディーを吸収合併しております。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（令和8年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                      |
|----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 樋 口 勝 人   | (株)カワサキ代表取締役社長                                                                    |
| 取締役会長    | 樋 口 勤     | (株)サンキューオールジャパン代表取締役社長                                                            |
| 取締役      | 杉 田 仁 史   | (株)サンキューオールジャパン専務取締役                                                              |
| 取締役      | 長 谷 川 吉 浩 | 執行役員ODX推進本部長                                                                      |
| 取締役      | 本 間 武 士   | 執行役員管理本部長<br>(株)カワサキ取締役                                                           |
| 取締役      | 長 井 守     |                                                                                   |
| 取締役      | 小 池 聖 樹   | 執行役員業務スーパー事業部長<br>(株)カワサキ専務取締役                                                    |
| 取締役      | 齋 藤 吉 弘   | あおば社労士事務所所長<br>(株)あおば中央人事労務代表取締役<br>合同会社あおばインベストメント代表社員<br>一般社団法人新潟障害年金相談センター代表理事 |
| 取締役      | 平 哲 也     | 平哲也法律事務所所長                                                                        |
| 常勤監査役    | 山 田 秀 樹   | (株)サンキューオールジャパン監査役<br>(株)カワサキ監査役                                                  |
| 監査役      | 捧 俊 雄     | 捧公認会計士事務所代表<br>捧俊雄税理士事務所代表<br>(株)あさひ会計社代表取締役                                      |
| 監査役      | 逸 見 和 宏   | 逸見和宏公認会計士事務所代表<br>税理士法人逸見会計代表社員<br>新潟信用金庫員外監事                                     |

- (注) 1. 取締役齋藤吉弘氏及び平哲也氏は、社外取締役であります。
2. 取締役齋藤吉弘氏は、社会保険労務士の資格を有しており、社会保険及び労務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役平哲也氏は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに関して相当程度の知見を有しております。
4. 監査役捧俊雄氏及び逸見和宏氏は、社外監査役であります。
5. 監査役捧俊雄氏及び逸見和宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は取締役齋藤吉弘氏及び平哲也氏ならびに監査役捧俊雄氏及び逸見和宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

8.当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を次の概要で締結しています。

①被保険者の範囲

当社及び子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

②保険契約の内容の概要

被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填します。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等を補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適法性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料の1割を役員が均等割りし負担しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の業績内容、個々の業績や企業価値向上への貢献度、他社水準等を総合的に勘案して年間報酬額を決定します。

具体的には、基本報酬（固定報酬）及び業績連動報酬により構成します。ただし、非常勤取締役及び社外取締役につきましては職責を考慮し、業績連動報酬は支給しないものとします。

ロ. 基本報酬の個人別の額の決定に関する方針

基本報酬は金銭報酬とし、取締役ごとに職位を勘案して決定します。

ハ. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は金銭報酬とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために経常利益を反映するものとします。

具体的には、各事業年度の連結経常利益に応じて社内で定めた基準により算出した額で決定します。当事業年度における業績連動報酬に係る前事業年度の連結経常利益は1,847,697千円です。

ニ. 個人別の基本報酬と業績連動報酬の割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同規模企業の水準を参考にして決定します。

なお、当面は、基本報酬（固定報酬）：業績連動報酬＝2：1を目安とします。

ホ. 個人別の年間報酬額の決定に関する方針

個人別の年間報酬額は、個々の前年度の業績や企業価値向上への貢献度を代表取締役が評価し、社外取締役の助言を受けたうえで報酬案を作成し、取締役会で決定します。

なお、退職慰労金につきましては、支給することが株主総会で決議された後に、内規に従って算定した金額、支給方法等を取締役会で決議して決定します。

#### へ. 監査役の個人別の報酬等の内容に係る事項

当社監査役の報酬は金銭報酬とし、その個人別の年間報酬額は、個々の職責や職務遂行状況及び会社の業績等を勘案し、監査役の協議により決定します。

#### ト. 取締役の個人別の内容に係る決定方針の決定方法

代表取締役が社外取締役の助言を受けただうえで、方針案を作成し、令和3年2月12日開催の取締役会において決定方針を決議しました。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、平成18年6月16日開催の第28回定時株主総会において、年額360,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役3名）です。

監査役の報酬限度額は、平成18年6月16日開催の第28回定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役2名）です。

#### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

#### ④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の額は、当社の業績内容、個々の業績や企業価値向上への貢献度、他社水準等を総合的に勘案して取締役会で決定しており、上記方針に照らしても特段の問題はないと判断しております。

#### ⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額（千円）      |                 |          | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------|---------------------|---------------------|-----------------|----------|----------------|
|                    |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等         | 非金銭報酬等   |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 178,920<br>(6,300)  | 129,900<br>(6,100)  | 49,020<br>(200) | －<br>(－) | 10名<br>(2名)    |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 23,150<br>(6,300)   | 22,550<br>(6,100)   | 600<br>(200)    | －<br>(－) | 3名<br>(2名)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 202,070<br>(12,600) | 152,450<br>(12,200) | 49,620<br>(400) | －<br>(－) | 13名<br>(4名)    |

(注) 1. 支給額には、以下のものが含まれております。

- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額22,700千円（取締役8名に対し21,000千円（うち社外取締役2名に対し400千円）、監査役3名に対し1,700千円（うち社外監査役2名に対し400千円））
- ・役員賞与（令和8年3月）7,200千円（取締役9名に対し6,600千円、監査役3名に対し600千円）

2. 上記には、令和7年6月26日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

⑥ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

令和7年6月26日開催の第47回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 30,000千円

(上記金額には、過年度の事業報告において、役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、取締役分23,000千円が含まれております。)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位 | 氏 名     | 兼職する法人等            | 兼職の内容 |
|-----|---------|--------------------|-------|
| 取締役 | 齋 藤 吉 弘 | あおば社労士事務所          | 所長    |
|     |         | (株)あおば中央人事労務       | 代表取締役 |
|     |         | 合同会社あおばインベストメント    | 代表社員  |
|     |         | 一般社団法人新潟障害年金相談センター | 代表理事  |
| 取締役 | 平 哲 也   | 平哲也法律事務所           | 所長    |
| 監査役 | 捧 俊 雄   | 捧公認会計士事務所          | 代表    |
|     |         | 捧俊雄税理士事務所          | 代表    |
|     |         | (株)あさひ会計社          | 代表取締役 |
| 監査役 | 逸 見 和 宏 | 逸見和宏公認会計士事務所       | 代表    |
|     |         | 税理士法人逸見会計          | 代表社員  |
|     |         | 新潟信用金庫             | 員外監事  |

- (注) 1. 当社とあおば社労士事務所、(株)あおば中央人事労務、合同会社あおばインベストメント及び一般社団法人新潟障害年金相談センターとの間に特別な関係はありません。
2. 当社は平哲也氏と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料が双方の売上高に占める割合は些少であり、当社と平哲也法律事務所との間には特別な利害関係はありません。
3. 当社と捧公認会計士事務所、捧俊雄税理士事務所及び(株)あさひ会計社との間に特別な関係はありません。
4. 当社と逸見和宏公認会計士事務所、税理士法人逸見会計及び新潟信用金庫との間に特別な関係はありません。

- ② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係  
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 地 位 | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                                                                    |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 齋 藤 吉 弘 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会においては、主に社会保険労務士としての専門的見地と実践的な視点から、社外取締役として当社の業務執行に対する監督と適切な助言を行うことで、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的、中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 取締役 | 平 哲 也   | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地と実践的な視点から、社外取締役として当社の業務執行に対する監督と適切な助言を行うことで、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。     |
| 監査役 | 捧 俊 雄   | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会においては、主に公認会計士としての専門的見地と客観的立場から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べ、当社の経営に対する適切な監査を行う役割を果たしています。監査役会においては、自らの職務の執行について随時報告を行っております。                  |
| 監査役 | 逸 見 和 宏 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会においては、主に公認会計士としての専門的見地と客観的立場から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べ、当社の経営に対する適切な監査を行う役割を果たしています。監査役会においては、自らの職務の執行について随時報告を行っております。                  |

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

# 連結貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                      |                   |
|------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                          | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>11,399,122</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>9,267,908</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 4,719,739         | 買 掛 金                        | 5,293,525         |
| 売 掛 金                  | 3,525,057         | 短 期 借 入 金                    | 724,876           |
| 商 品                    | 2,472,603         | リ ー ス 債 務                    | 221,105           |
| 原 材 料                  | 163,309           | 未 払 金                        | 1,004,628         |
| 貯 蔵 品                  | 33,610            | 未 払 費 用                      | 844,443           |
| そ の 他                  | 489,127           | 未 払 法 人 税 等                  | 351,334           |
| 貸 倒 引 当 金              | △4,324            | 未 払 消 費 税 等                  | 141,053           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>13,739,093</b> | 賞 与 引 当 金                    | 284,230           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>10,063,022</b> | 資 産 除 去 債 務                  | 4,444             |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 5,653,123         | そ の 他                        | 398,266           |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 303,997           | <b>固 定 負 債</b>               | <b>3,728,884</b>  |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 517,788           | 長 期 借 入 金                    | 1,809,624         |
| 土 地                    | 2,983,767         | リ ー ス 債 務                    | 452,899           |
| リ ー ス 資 産              | 583,812           | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金            | 190,300           |
| 建 設 仮 勘 定              | 20,533            | 資 産 除 去 債 務                  | 971,899           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>263,466</b>    | 長 期 預 り 保 証 金                | 294,320           |
| の れ ん                  | 586               | そ の 他                        | 9,841             |
| 借 地 権                  | 134,596           | <b>負 債 合 計</b>               | <b>12,996,793</b> |
| そ の 他                  | 128,283           | <b>純 資 産 の 部</b>             |                   |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,412,603</b>  | <b>株 主 資 本</b>               | <b>11,647,325</b> |
| 投 資 有 価 証 券            | 923,827           | 資 本 金                        | 801,710           |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 218,601           | 資 本 剰 余 金                    | 366,781           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 610,121           | 利 益 剰 余 金                    | 11,701,902        |
| 敷 金                    | 716,659           | 自 己 株 式                      | △1,223,068        |
| 差 入 保 証 金              | 916,641           | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>494,097</b>    |
| そ の 他                  | 37,171            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 378,190           |
| 貸 倒 引 当 金              | △10,419           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | 115,906           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>25,138,216</b> | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>12,141,423</b> |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>25,138,216</b> |

## 連結損益計算書

(令和 7 年 4 月 1 日から  
令和 8 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |            |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 96,055,112 |
| 売 上 原 価               |         | 74,892,471 |
| 売 上 総 利 益             |         | 21,162,640 |
| 販売費及び一般管理費            |         | 19,375,552 |
| 営 業 利 益               |         | 1,787,088  |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息               | 4,971   |            |
| 受 取 配 当 金             | 5,872   |            |
| 受 取 家 賃               | 46,936  |            |
| 受 取 機 器 使 用 料         | 21,721  |            |
| そ の 他                 | 66,462  | 145,965    |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 24,122  |            |
| 雑 損 失                 | 7,076   | 31,198     |
| 経 常 利 益               |         | 1,901,854  |
| 特 別 利 益               |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 918     |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 35,963  | 36,882     |
| 特 別 損 失               |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 480     |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 24,676  |            |
| 減 損 損 失               | 253,100 |            |
| そ の 他                 | 25,549  | 303,806    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 1,634,930  |
| 法人税、住民税及び事業税          | 566,754 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △76,688 | 490,065    |
| 当 期 純 利 益             |         | 1,144,864  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益       |         | —          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |         | 1,144,864  |

## 連結株主資本等変動計算書

(令和 7 年 4 月 1 日から  
令和 8 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |            |            |            |
|-------------------------|---------|---------|------------|------------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自己株式       | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高               | 801,710 | 366,781 | 10,764,138 | △1,169,816 | 10,762,813 |
| 当 期 変 動 額               |         |         |            |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当             | －       | －       | △207,100   | －          | △207,100   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | －       | －       | 1,144,864  | －          | 1,144,864  |
| 自 己 株 式 の 取 得           | －       | －       | －          | △53,251    | △53,251    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | －       | －       | －          | －          | －          |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －       | 937,764    | △53,251    | 884,512    |
| 当 期 末 残 高               | 801,710 | 366,781 | 11,701,902 | △1,223,068 | 11,647,325 |

|                         | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|------------------|-------------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |
| 当 期 首 残 高               | 382,099          | 59,739           | 441,838           | 11,204,651 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                  |                   |            |
| 剰 余 金 の 配 当             | －                | －                | －                 | △207,100   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | －                | －                | －                 | 1,144,864  |
| 自 己 株 式 の 取 得           | －                | －                | －                 | △53,251    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △3,908           | 56,166           | 52,258            | 52,258     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △3,908           | 56,166           | 52,258            | 936,771    |
| 当 期 末 残 高               | 378,190          | 115,906          | 494,097           | 12,141,423 |

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督の機能の強化と業務執行の意思決定の迅速化により、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものです。

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第1章 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第1条<br>(条文省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 第1条<br>(現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (目的)<br>第2条<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) 魚介類、肉、 <u>野菜</u> 等副食材料のセット販売並びに宅配<br>(2) 弁当、 <u>総菜</u> 等調理食品の製造販売並びに宅配<br>(3) ～ (5) (省略)<br>(6) 弁当業、宅配業、小売業及び飲食店業に対する経営指導 <u>及び</u> 業務受託<br>(7) ホテル、 <u>旅館</u> の経営<br>(8) (省略)<br>(9) 自動車及び自動車部品並びに灯油、ガソリン、 <u>その他石油製品</u> の販売<br>(10) ～ (19) (省略) | (目的)<br>第2条<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) 魚介類、肉 <u>及び</u> 野菜等副食材料のセット販売並びに宅配<br>(2) 弁当 <u>及び</u> 総菜等調理食品の製造販売並びに宅配<br>(3) ～ (5) (現行どおり)<br>(6) 弁当業、宅配業、小売業及び飲食店業に対する経営指導 <u>並びに</u> 業務受託<br>(7) ホテル <u>及び</u> 旅館の経営<br>(8) (現行どおり)<br>(9) 自動車及び自動車部品並びに灯油、ガソリン <u>及び</u> その他石油製品の販売<br>(10) ～ (19) (現行どおり) |
| 第3条<br>(条文省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 第3条<br>(現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

| 現行定款                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機 関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> | <p>(機 関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>[削除]</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p>                                                                         |
| <p>第5条</p> <p>(条文省略)</p>                                                                                                 | <p>第5条</p> <p>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                                       |
| <p>第2章 株 式</p>                                                                                                           | <p>第2章 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                              |
| <p>第6条～第11条</p> <p>(条文省略)</p>                                                                                            | <p>第6条～第11条</p> <p>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                                  |
| <p>第3章 株主総会</p>                                                                                                          | <p>第3章 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                              |
| <p>第12条～第17条</p> <p>(条文省略)</p>                                                                                           | <p>第12条～第17条</p> <p>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                                 |
| <p>第4章 取締役及び取締役会</p>                                                                                                     | <p>第4章 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                              |
| <p>(員 数)</p> <p>第18条</p> <p>当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>[新設]</p>                                                     | <p>(員 数)</p> <p>第18条</p> <p>当社の取締役は、<u>19</u>名以内とする。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>                                                                                        |
| <p>(選任方法)</p> <p>第19条</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>[新設]</p>                                        | <p>(選任方法)</p> <p>第19条</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p><u>4 監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)<br/>第20条<br/>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>                              | <p>(任 期)<br/>第20条<br/>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第21条<br/>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第21条<br/>取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>                                                                                  |
| <p>第22条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                               | <p>第22条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |

| 現行定款                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第24条</p> <p>(条文省略)</p>                                                                                                                                              | <p>第24条</p> <p>(現行どおり)</p>                                                                                                                                  |
| <p>[新設]</p>                                                                                                                                                            | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条</p> <p><u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>           |
| <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条</p> <p>(条文省略)</p>                                                                                                                              | <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条</p> <p>(現行どおり)</p>                                                                                                                  |
| <p>(報酬等)</p> <p>第26条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                    | <p>(報酬等)</p> <p>第27条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>                       |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条</p> <p>(条文省略)</p>                                                                                                                            | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条</p> <p>(現行どおり)</p>                                                                                                                |

| 現行定款                                                                                                                                | 変更案  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 第5章 監査役及び監査役会                                                                                                                       | [削除] |
| (員 数)<br>第28条<br>当会社の監査役は、4名以内とする。                                                                                                  | [削除] |
| (選任方法)<br>第29条<br>監査役は、株主総会において選任する。<br>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                          | [削除] |
| (補欠監査役の予選の効力)<br>第30条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。                                                    | [削除] |
| (任 期)<br>第31条<br>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | [削除] |
| (常勤の監査役)<br>第32条<br>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。                                                                                      | [削除] |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条</u><br/> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                                         | <p>[削除]</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第34条</u><br/> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                           | <p>[削除]</p> |
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第35条</u><br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                                  | <p>[削除]</p> |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第36条</u><br/> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>[削除]</p> |

| 現行定款                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [新設]                                                            | <u>第5章 監査等委員会</u>                                                                                                                                                                         |
| [新設]                                                            | <u>(監査等委員会の招集通知)</u><br><u>第29条</u><br><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u><br><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> |
| [新設]                                                            | <u>(監査等委員会規程)</u><br><u>第30条</u><br><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                                                                                             |
| 第6章 会計監査人                                                       | 第6章 (現行どおり)                                                                                                                                                                               |
| (会計監査人の選任方法)<br>第37条<br>(条文省略)                                  | (会計監査人の選任方法)<br>第31条<br>(現行どおり)                                                                                                                                                           |
| (会計監査人の任期)<br>第38条<br>(条文省略)                                    | (会計監査人の任期)<br>第32条<br>(現行どおり)                                                                                                                                                             |
| (会計監査人の報酬等)<br>第39条<br>会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。 | (会計監査人の報酬等)<br>第33条<br>会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。                                                                                                                         |
| 第7章 計 算                                                         | 第7章 (現行どおり)                                                                                                                                                                               |
| (事業年度)<br>第40条<br>(条文省略)                                        | (事業年度)<br>第34条<br>(現行どおり)                                                                                                                                                                 |
| (剰余金の配当等の決定機関)<br>第41条<br>(条文省略)                                | (剰余金の配当等の決定機関)<br>第35条<br>(現行どおり)                                                                                                                                                         |

| 現行定款                           | 変更案                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (剰余金の配当の基準日)<br>第42条<br>(条文省略) | (剰余金の配当の基準日)<br>第36条<br>(現行どおり)                                                                                                                                                       |
| (配当金の除斥期間)<br>第43条<br>(条文省略)   | (配当金の除斥期間)<br>第37条<br>(現行どおり)                                                                                                                                                         |
| [新設]                           | <u>(附則)</u><br><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br><u>第1条</u><br><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第48回定時株主総会終結前の</u><br><u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | 樋 口 勝 人<br>(昭和50年4月22日生) | 平成9年5月 日本料理 しまや入社<br>平成11年5月 当社入社<br>平成14年1月 当社ランチサービス事業部<br>ぐるめし本舗新潟店長<br>平成20年10月 当社ランチサービス事業部<br>新潟店長<br>平成22年6月 当社取締役兼社長室長<br>平成23年4月 当社取締役<br>平成24年4月 当社取締役兼営業本部副本<br>部長<br>平成25年4月 当社代表取締役副社長<br>平成27年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)カワサキ代表取締役社長 | 40,000株        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2          | 樋 口 勤<br>(昭和25年6月25日生)      | 昭和44年 4 月 ひぐち食品入社<br>昭和52年11月 (株)ひぐち食品設立と共に取<br>締役就任<br>昭和53年11月 当社設立と共に専務取締役<br>就任<br>平成10年 4 月 当社代表取締役副社長<br>平成21年 6 月 当社代表取締役社長<br>平成27年 6 月 当社代表取締役会長<br>平成29年 6 月 当社取締役会長 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)サンキューオールジャパン代表取締役社長                                                       | 723,000株       |
| 3          | すぎ 杉 田 仁 史<br>(昭和36年10月2日生) | 平成12年 7 月 (株)サンキューオールジャパ<br>ン入社<br>平成21年 6 月 当社取締役<br>平成25年 4 月 当社取締役兼執行役員営業<br>本部部門担当部長<br>平成26年 4 月 当社取締役兼執行役員 F C<br>開発部門担当部長<br>当社取締役兼執行役員 F C<br>開発事業部長<br>平成28年 4 月 当社取締役<br>令和 6 年 6 月 当社取締役兼執行役員営業<br>企画室長<br>令和 7 年 4 月 当社取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)サンキューオールジャパン専務取締役 | 2,600株         |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4          | は せ がわ よし ひろ<br>長 谷 川 吉 浩<br>(昭和39年3月27日生) | 昭和58年 5 月 (株)ファミリーデパート江口<br>屋 (現イオンリテール(株))<br>入社<br>平成13年 5 月 当社入社<br>平成22年 4 月 当社チャレンジャー事業部<br>次長<br>平成28年 4 月 当社執行役員チャレンジャー<br>事業部長<br>令和 2 年 6 月 当社取締役兼執行役員チャ<br>レンジャー事業部長<br>令和 4 年 4 月 当社取締役兼執行役員OD<br>X推進本部長 (現任) | 5,300株         |
| 5          | ほん ま たけ し<br>本 間 武 士<br>(昭和46年5月11日生)      | 平成 4 年 1 月 (株)シブヤ会計入社<br>平成13年 9 月 当社入社<br>平成25年 4 月 当社管理本部副本部長<br>平成26年 4 月 当社管理部長<br>平成30年 6 月 当社執行役員管理部長<br>令和 6 年 6 月 当社取締役兼執行役員管理<br>本部長 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)カワサキ取締役                                           | 一株             |
| 6          | なが い まちる<br>長 井 守<br>(昭和42年4月28日生)         | 平成 2 年 4 月 (株)ソーゴ入社<br>平成 9 年12月 当社入社<br>平成21年 4 月 当社ランチサービス事業部<br>次長<br>平成23年 4 月 当社ランチサービス事業部<br>長<br>平成25年 4 月 当社執行役員ランチサービ<br>ス事業部長<br>令和 6 年 6 月 当社取締役 (現任)                                                         | 3,800株         |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7          | こ いけ まさ き<br>小 池 聖 樹<br>(昭和50年3月15日生)         | 平成12年 5 月 (株)エムパイヤ・エアポー<br>ト・サービス入社<br>平成15年 8 月 (株)カワサキ入社<br>令和 4 年 4 月 当社執行役員業務スーパー<br>事業部長<br>令和 7 年 6 月 当社取締役兼執行役員業務<br>スーパー事業部長 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)カワサキ専務取締役                                                    | 1,600株         |
| 8          | かわ さき たかし<br>川 崧 卓<br>(昭和43年11月15日生)<br>(新 任) | 昭和62年 3 月 (株)日立製作所入社<br>平成 9 年11月 当社入社<br>平成13年 6 月 (株)テラバヤシ入社<br>平成14年 2 月 当社入社<br>平成29年 4 月 当社チャレンジャー事業部<br>次長<br>令和 4 年 4 月 当社執行役員チャレンジャ<br>ー事業部長 (現任)                                                                  | 300株           |
| 9          | さい とう よし ひろ<br>齋 藤 吉 弘<br>(昭和42年7月22日生)       | 平成 3 年 4 月 (株)日立製作所入社<br>平成14年 9 月 三条市労務管理協会入所<br>平成16年 9 月 社会保険労務士登録<br>平成18年11月 特定社会保険労務士登録<br>平成26年 6 月 当社社外取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>あおば社労士事務所所長<br>(株)あおば中央人事労務代表取締役<br>合同会社あおばインベストメント代表社員<br>一般社団法人新潟障害年金相談センター代表理事 | 一株             |
| 10         | たいら てつ や<br>平 哲 也<br>(昭和42年8月14日生)            | 平成 7 年 4 月 弁護士登録<br>令和 4 年 6 月 当社社外取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>平哲也法律事務所所長                                                                                                                                                    | 2,000株         |

- (注) 1. 平哲也氏と当社は顧問契約を締結しておりますが、その顧問料が双方の売上高に占める割合は些少であり、平哲也氏と当社との間には特別の利害関係はありません。また、その他の各取締役候補者と当社との間にも特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、令和8年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 齋藤吉弘氏及び平哲也氏は社外取締役候補者であります。

4. 各取締役候補者の選任の理由は次のとおりであります。

(1) 樋口勝人氏

当社代表取締役として当社の経営を担っており、将来に向けた成長基盤強化を推進しています。これまでの経験と実績から今後も当社のさらなる発展をけん引することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 樋口勤氏

当社グループ全体にわたる事業経営に関する知見を有しており、今後も当社グループをけん引することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(3) 杉田仁史氏

開発部門を中心に事業全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、これまでの経験と実績から、今後も当社の発展をけん引できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(4) 長谷川吉浩氏

営業部門を中心に事業全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、これまでの経験と実績から、今後も当社の発展をけん引できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(5) 本間武士氏

管理部門を中心に事業全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、これまでの経験と実績から、今後も当社の発展をけん引できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(6) 長井守氏

営業部門を中心に事業全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、これまでの経験と実績から、今後も当社の発展をけん引できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(7) 小池聖樹氏

営業部門を中心に事業全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、これまでの経験と実績から、今後も当社の発展をけん引できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(8) 川崎卓氏

営業部門を中心に事業全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、これまでの経験と実績から、今後も当社の発展をけん引できると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

(9) 齋藤吉弘氏

社会保険労務士として専門的な知識・経験等を有しており、実践的な視点から、社外取締役として適切な助言と業務執行に対する監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

(10) 平哲也氏

社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門的な知識・経験等を有しており、実践的な視点から、弁護士として適切な助言と業務執行に対する監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 社外取締役候補者に関する特記事項
- (1) 社外取締役の就任してからの年数  
齋藤吉弘氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となり、平哲也氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
  - (2) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）としての責任限定契約について  
当社は齋藤吉弘氏及び平哲也氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する契約を其々締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は齋藤吉弘氏及び平哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等を補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適法性が損なわれないように措置を講じております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | やま だ ひで き<br>山 田 秀 樹<br>(昭和39年1月1日生)<br>(新 任) | 昭和63年 4月 (株)北越銀行（現(株)第四北越銀行）入行<br>平成15年 3月 プルデンシャル生命保険(株)入社<br>平成19年12月 社会医療法人嵐陽会三之町病院入職<br>平成28年 5月 当社入社<br>当社管理部付部長<br>平成28年 8月 当社内部監査室長<br>平成29年 6月 当社常勤監査役<br>平成30年 6月 当社取締役兼執行役員社長室長<br>令和 6年 6月 当社常勤監査役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)サンキューオールジャパン監査役<br>(株)カワサキ監査役 | 1,500株         |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                    | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2          | ささげ とし お<br>捧 俊 雄<br>(昭和36年7月31日生)<br>(新 任)      | 昭和59年 9月 新光監査法人入社<br>昭和63年 2月 公認会計士登録<br>平成 3年 4月 税理士登録<br>平成20年 6月 当社社外監査役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>捧公認会計士事務所代表<br>捧俊雄税理士事務所代表<br>㈱あさひ会計社代表取締役                                                                                         | 4,400株         |
| 3          | へん み かず ひろ<br>逸 見 和 宏<br>(昭和33年11月16日生)<br>(新 任) | 昭和58年 3月 監査法人第一監査事務所<br>(現E Y新日本有限責任監<br>査法人) 入所<br>昭和60年 3月 公認会計士登録<br>平成 4年 8月 税理士登録<br>平成19年 6月 新日本監査法人 (現E Y新<br>日本有限責任監査法人) 新<br>潟事務所退職<br>平成27年 6月 当社社外監査役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>逸見和宏公認会計士事務所代表<br>税理士法人逸見会計代表社員<br>新潟信用金庫員外監事 | 1,200株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間にも特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、令和8年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 捧俊雄氏及び逸見和宏氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 各監査等委員である取締役候補者の選任の理由は次のとおりであります。
- (1) 山田秀樹氏

管理部門を中心に業務全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、これまでの経験と実績から、当社の経営に対する適切な監査を行えるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 捧俊雄氏

会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として専門的な知識・経験等を有しており、専門家としての客観的立場から、当社の経営に対する適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

(3) 逸見和宏氏

会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として専門的な知識・経験等を有しており、専門家としての客観的立場から、当社の経営に対する適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

(1) 社外監査役の就任してからの年数

捧俊雄氏の当社での社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって18年となり、逸見和宏氏の当社での社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。

(2) 監査等委員である社外取締役としての責任限定契約について

当社は捧俊雄氏及び逸見和宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する契約を其々締結しており、各氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。

6. 当社は捧俊雄氏及び逸見和宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等を補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適法性が損なわれないように措置を講じております。各候補者が監査等委員である取締役就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役（補欠の監査等委員。以下、本議案において同じ。）1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員が監査等委員に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

さらに、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                  | 所有する<br>当社株式の数 |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------|
| さ さ き ともゆき<br>佐々木 智之<br>(昭和49年1月27日生) | 平成25年1月 弁護士登録<br>(重要な兼職の状況)<br>にいつさつき野法律事務所所長 | -株             |

- (注) 1. 佐々木智之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐々木智之氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 佐々木智之氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。
4. 佐々木智之氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等を補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適法性が損なわれないように措置を講じております。佐々木智之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成18年6月16日開催の第28回定時株主総会において、年額360,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、現在の取締役の報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額360,000千円以内（うち社外取締役分は年額36,000千円以内）と定めたいと存じます。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給時期、方法等は、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、相当と判断しております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役は2名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額60,000千円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

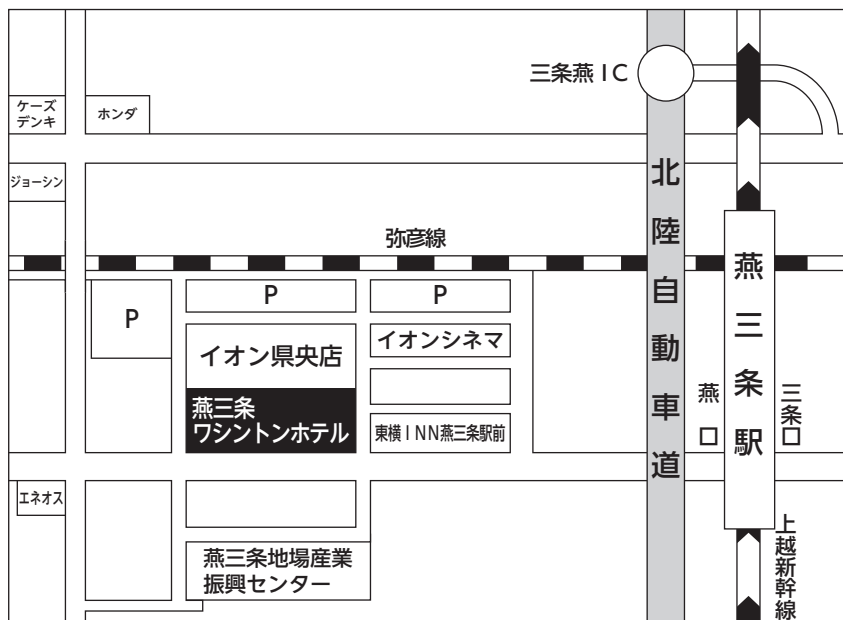
なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当と判断しております。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図



会場 新潟県燕市井土巻三丁目65番地  
 燕三条ワシントンホテル（3階ホール）  
 電話 (0256) 66-1111  
 交通 北陸自動車道 三条燕インターより車で3分  
 上越新幹線 燕三条駅より徒歩で5分